

本製品(国際VHFトランシーバー)をご使用になるには、必ず電波法による開局申請手続きが必要です。

I 開局申請手続き

無線局(特定船舶局)を開局するに当たっては、第三級海上特殊無線技士(25W固定(据置)型)は、第二級海上特殊無線技士)以上の無線従事者資格を有し、電波法による手続きが必要です。

★本製品は、技術基準適合証明(工事設計認証)を受けていますので、簡易な免許手続きにより無線局の免許が取得できます。詳しくは、「II 申請に当たっての留意点」をご覧ください。

◎ 同梱している「無線局免許申請手続きに必要な書類」に必要事項を記入し、所定額の国の収入印紙(都道府県など地方自治体発行の証紙は、認められません。また、収入印紙に消印しないください。)を貼り付けのうえ、当該船舶の主たる停泊港を管轄している総合通信局に必要な数(右記ア、～エ、を参照)を提出してください。

封書で送付する場合は、宛先に「国際VHF無線局の申請担当」と併記してください。

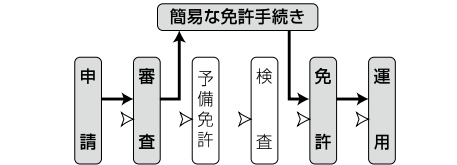
その際には、「無線局免許状」等の返信用封筒(角2サイズ、120円切手貼り付け)を必ず同封してください。

無線局の免許申請手続きに当たっては、総務省の電波利用ホームページ(URL) <http://www.tele.soumu.go.jp/> の「無線局開局の手続き・検査」⇒「無線局の免許手続き」⇒「免許」も参考にしてください。

なお、インターネットによる電子申請につきましては、同ホームページの「無線局に関する電子申請」を参考にしてください。

【ご注意】 無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

◇手続きの流れ



無線局免許申請手続きに必要な書類(ア～ウは、同梱)

- ア. 無線局免許申請書(正:1部)
- イ. 無線局事項書及び工事設計書(正、写し:各1部、合計2部)
- ウ. 無線従事者選(解)任届(正、写し:各1部、合計2部)
- エ. 船舶検査証書または船舶国籍証書(写し:1部)

※「写し」の提出を忘れないようご注意ください。

- 書類審査で、申請書に不備があった場合は、所轄の総合通信局より連絡がありますので、指示にしたがってください。
- 不備がなく全ての審査が終了しますと、「無線局免許状」および「無線局事項書及び工事設計書」の写しが送付されます。
- 以上により所定の手続きが完了し、無線局の運用開始となります。
- 送付された「無線局免許状」は、掲示が困難な場合を除き、国際VHF機器のある見やすい場所に掲示してください。また、申請書等の写しは、整理し船舶に大切に保管しておいてください。(定期検査や再免許等の手続きの際に必要となります。)

【申請書送付先】:宛先には「国際VHF無線局の申請担当」を併記してください。

	郵便番号	住 所	管轄区域
北海道総合通信局	060-8795	札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎 北海道
東北総合通信局	980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
信越総合通信局	380-8795	長野市旭町1108	長野第1合同庁舎 長野、新潟
北陸総合通信局	920-8795	金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎 富山、石川、福井
東海総合通信局	461-8795	名古屋市中区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館 岐阜、静岡、愛知、三重
近畿総合通信局	540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国総合通信局	730-8795	広島市中区東白鳥町19-36	広島合同庁舎 鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国総合通信局	790-8795	松山市宮内町8-5	徳島、香川、愛媛、高知
九州総合通信局	860-8795	熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎A棟 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795	那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B-1街区 5F 沖縄

II 申請に当たっての留意点

申請手続きを行うに当たっては、次の点に留意してください。

- 本手引きは、国際VHFだけで特定船舶局を新規に開設する際の無線局免許申請の手引きとなっています。既に無線局をお持ちの場合等は、手続きが異なりますので、ご注意ください。
- 25W固定(据置)型と5W携帯型を設置する場合は、「無線局事項書及び工事設計書」の22欄に携帯型を追記するとともに「工事設計書」の携帯型にもチェックを入れ、製造者名等の該当欄に必要な事項を記載してください。

- 5W携帯型の無線機で2台以上を設置する場合は、「工事設計書」の該当欄に該当分を記載してください。(同一機種の場合は、製造番号欄に該当分を記載してください。)
- 電波法の手続きは、運行者主義となっています。つまり、運行者と所有者が異なる場合は、運行者が申請者となり、運行確約書が必要となります。手続きに関して不明な点がありましたら、所轄の地方総合通信局の航空海上課(沖縄総合通信事務所:無線通信課)または(社)全国船舶無線工事協会(東京都豊島区駒込2-3-10 TEL 03-3915-0183)にお問い合わせください。

III 特殊無線技士の資格取得

特殊無線技士の無線従事者資格を取得するには、①国家試験を受験、②養成課程を受講の2つがあります。

- ① 無線従事者国家試験:
(財)日本無線協会(URL) <http://www.nichimu.or.jp/> の本部ほか、北海道から沖縄の全国11カ所において、年3回(6月、10月、2月)実施しています。

- ② 無線従事者養成課程:
(財)日本無線協会が年数回公募により実施しているほか、各種団体も適宜に募って実施しています。講習期間は、取得する資格によって異なり、第三級海上特殊無線技士では1日、第二級海上特殊無線技士では3日となっています。

IV 運用に当たって

国際VHFは、世界の各国が共通の場で運用するもので、海上という特殊な環境の中、人命に直結する遭難通信などの重要な通信を行うほか、旅客船、コンテナ船、タンカー、漁船、ヨット、プレジャーボートなどの運航に伴う航行の安全および入・出港時の連絡並びに貨物の荷役などによる業務通信などを行うもので、非常に大切なものとなっています。

特にチャンネル16(156.8MHz)は、遭難安全/呼出し専用の共通チャンネルとなっていますので、当該チャンネルの聴守の励行など、運用に当たっては十分な注意が必要です。

【ご注意】 私用などによる通信によって、遭難通信の取扱を妨害した場合は、1年以上の有期懲役に処せられる場合があります。(電波法第105条)

【25W固定(据置)型】

- DSC(デジタル選択呼出装置)付きの無線機

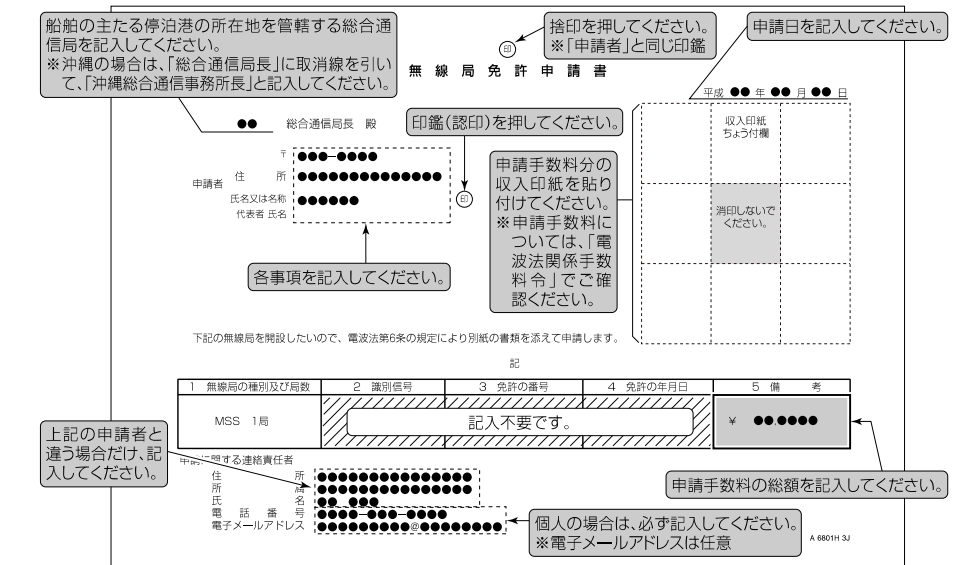
【ご注意】 DSCの操作には、第二級海上特殊無線技士以上の資格が必要です。

DSC付の無線機には、無線局の免許を受けた後に、MMSI(海上識別番号:9桁の数字)を入力する必要があります。MMSIは、DSC通信の際に自動的に送信され、この番号をもとに船舶名や免許人の氏名など、重要な情報を判別しますので、必ず入力してください。MMSIが未入力の場合、DSCで通信できませんのでご注意ください。入力方法は、製品に付属している取扱説明書をご覧ください。なお、MMSIは、無線局の免許の際に指定されます。

V 申請書等の記載例

【ご注意】 :本様式は、特定船舶局のものです。国際航海「有り」等の場合は、様式が異なりますのでご注意ください。

1 無線局免許申請書



船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記入してください。
※沖縄の場合は、「総合通信局長」に取消線を引いて、「沖縄総合通信事務所長」と記入してください。

捨印を押してください。
※「申請者」と同じ印鑑

申請日を記入してください。
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

印鑑(認印)を押してください。

申請手数料分の収入印紙を貼り付けてください。
※申請手数料については、「電波法関係手数料令」でご確認ください。

各事項を記入してください。

下記の無線局を開設したいので、電波法第6条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

1 無線局の種別及び局数	2 識別信号	3 免許の番号	4 免許の年月日	5 備 考
MSS 1局		記入不要です。		¥ 〇〇〇〇

上記の申請者と違う場合だけ、記入してください。

申請手数料の総額を記入してください。

個人の場合は、必ず記入してください。
※電子メールアドレスは任意

A 6801H 3J

2 無線局事項書及び工事設計書

「無線局事項書及び工事設計書」

「4 コード表等」を参考に、開設を必要とする理由を記入してください。

各事項を記入してください。

該当項目にチェックを入れてください。

「4 コード表等」を参考に、記入してください。

25W固定(据置)型の場合、チェックを入れて、「空中線電力」欄に「25」を記入してください。

「4 コード表等」を参考に、必要とする周波数(CH)を記入してください。

5W携帯型の場合:「5」
25W固定(据置)型の場合:「25」

記入不要です。

拾印を押してください。
※「無線局免許申請書」と同じ印鑑

無線局事項書及び工事設計書

1 申請(届出)の区分
2 無線機の種別
3 免許の番号
4 欠陥事由
5 免許の年月日
6 最初の免許の年月日
7 運用開始の予定(期日)
8 無線機の目的
9 運用の相手方
10 船舶又は航空機の所有者
11 船舶又は航空機の名称
12 航行区域又は運用制限コード
13 航行区域又は運用制限コード
14 用途コード
15 船名
16 船主
17 船主住所
18 船主住所
19 船主住所
20 船主住所
21 船主住所
22 船主住所
23 船主住所
24 船主住所
25 船主住所
26 船主住所
27 船主住所
28 船主住所
29 船主住所
30 船主住所
31 船主住所
32 船主住所
33 船主住所
34 船主住所
35 船主住所
36 船主住所
37 船主住所
38 船主住所
39 船主住所
40 船主住所
41 船主住所
42 船主住所
43 船主住所
44 船主住所
45 船主住所
46 船主住所
47 船主住所
48 船主住所
49 船主住所
50 船主住所
51 船主住所
52 船主住所
53 船主住所
54 船主住所
55 船主住所
56 船主住所
57 船主住所
58 船主住所
59 船主住所
60 船主住所
61 船主住所
62 船主住所
63 船主住所
64 船主住所
65 船主住所
66 船主住所
67 船主住所
68 船主住所
69 船主住所
70 船主住所
71 船主住所
72 船主住所
73 船主住所
74 船主住所
75 船主住所
76 船主住所
77 船主住所
78 船主住所
79 船主住所
80 船主住所
81 船主住所
82 船主住所
83 船主住所
84 船主住所
85 船主住所
86 船主住所
87 船主住所
88 船主住所
89 船主住所
90 船主住所
91 船主住所
92 船主住所
93 船主住所
94 船主住所
95 船主住所
96 船主住所
97 船主住所
98 船主住所
99 船主住所
100 船主住所

「工事設計書」

拾印を押してください。
※「無線局免許申請書」と同じ印鑑

記入不要です。

5W携帯型の場合: 本体後面®の認証番号シール
本体後面®の銘板
ICOM 国際VHFトランシーバー IC-M36J
SUBMERSIBLE: 1m 30min.
アイコム株式会社 MADE IN JAPAN
製造番号:
ICOM 国際VHFトランシーバー IC-M72J
SUBMERSIBLE PLUS: 1.5m 30min.
アイコム株式会社 MADE IN JAPAN
製造番号:
※IC-M72Jは、バッテリーパックをはずした面
チェックを入れる。

25W固定(据置)型の場合: 本体底面の銘板
ICOM 国際VHFトランシーバー IC-M564J
SUBMERSIBLE: 1.5m 30min.
アイコム株式会社 MADE IN JAPAN
製造番号:
チェックを入れる。

記入不要です。

工事設計書

1 機器の種類
2 製造番号
3 構造番号等又は名称
4 製造番号
5 特殊装置

3 無線従事者選任届

船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記入してください。
※沖縄の場合は、「総合通信局長」に取消線を引いて、「沖縄総合通信事務所長」と記入してください。

拾印を押してください。
※「届出者」と同じ印鑑

無線従事者選任届

各事項を記入してください。

平成 年 月 日

届出者 住所 氏名又は名称 代表者氏名

無線機を設置する船名をひらがなで記入してください。

無線機を設置する船名を記入してください。

無線機の種別: MSS
識別信号:

各事項を記入してください。

氏名 住所 選任の年月日 業務経歴 住所

新設の場合は、「免許の日」と記入してください。

届出日を記入してください。

印鑑(認印)を押してください。
※「無線局免許申請書」と同じ印鑑

その船舶局の無線設備の操作に見合い保有する資格を記載してください。
なお、「第三級海上特殊無線技士」は「3海特」と、「第二級海上特殊無線技士」は「2海特」と省略して記載できます。
※書面で申請する場合に限り、省略できます。

4 コード表等

以下の内容は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の各欄に使用するコードや、一般的な記入例です。
なお、各項目の先頭に記載している番号は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の欄番号です。

6 開設を必要とする理由(一般的な例)															
船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。					⇒船間通信主体の場合										
スポーツ・レジャー船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。					⇒専用海岸局加入の場合										
事業・業務船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。															
14 無線局の目的		23 航行区域又は従業制限			23 航行海域			24 用途							
スポーツ・レジャー	SRD	平水	HSK	A1	旅客船	PSG									
漁業	FSG	沿海	EKK	A1、A2	貨客船	PCS									
港湾業務	HSM	近海	KKK	A1、A2、A3	貨物船	CRG									
		遠洋	EYK	A1、A2、A3、A4	油送船	OTL									
		限定沿海	EKG	A1 VHF	巡視船	PTV									
		限定近海	KKG	A2 MF(A1除く)	漁船	FSB									
船舶の航行に関する事項	MAA	2時間限定沿海	E2G	A3 衛星圏(A1、A2除く)	魚貨物船	FCS									
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD	瀬戸内限定	EKS	A4 衛星圏外	レジャー船	LSR									
		第1種	F1S		雄船	ZTS									
		第2種	F2S												
		第3種	F3S												
28 旅客定員(12名以下の場合は、記入不要)				29 長さ											
12名を超え、250名以下のもの	A	小型第1種	FK1	12m未満	S										
250名を超えるもの	B	小型第2種	FK2	12m以上	L										
19 停泊港コード(都道府県)															
北海道	01	福島県	07	東京都	13	山梨県	19	滋賀県	25	鳥取県	31	香川県	37	熊本県	43
青森県	02	茨城県	08	神奈川県	14	長野県	20	京都府	26	島根県	32	愛媛県	38	大分県	44
岩手県	03	栃木県	09	新潟県	15	岐阜県	21	大阪府	27	岡山県	33	高知県	39	宮崎県	45
宮城県	04	群馬県	10	富山県	16	静岡県	22	兵庫県	28	広島県	34	福岡県	40	鹿児島県	46
秋田県	05	埼玉県	11	石川県	17	愛知県	23	奈良県	29	山口県	35	佐賀県	41	沖縄県	47
山形県	06	千葉県	12	福井県	18	三重県	24	和歌山県	30	徳島県	36	長崎県	42		

22 必要とする周波数(一般的な例)		
F3E: CH6, 8~14, 16, 69, 72, 73, 77	船間通信主体の場合	〔各チャンネルの使用区分〕 CH6, 8, 10, 13, 69, 72, 73 船間 CH11, 12, 14 陸船 CH9, 13 船間・陸船 CH16, 77 呼出・応答
F2B: CH70	} 船間通信主体でDSC装備(CH70)の場合	
F3E: CH6, 8~14, 16, 69, 72, 73, 77		
※専用海岸局に加入の場合は、海岸局に指定されているCHを追記して、申請してください。 ※その他必要とするCHがある場合、例えば通信相手の「〇〇ポートラジオ海岸局」などでは、そのCHを追記して申請してください。		